

相談センターニュース



イメージキャラクター
たけのこ君

もうそろそろ、年賀状の印刷と大掃除の準備をしなくてはいけない時期になって参りましたが、いかがおすごでしょうか？

この時期は司法書士もとても忙しく、「師走」の「師」は、実は司法書士の「司」の誤植じゃないのか？ という冗談が出てしまいそうな位です。

さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 高卒で就職したばかりの娘が、全身脱毛の契約をしました。期間は1年間、料金は施術6回分を一括前払い、総額30万円でした。娘は、一括払いが無理だったので、クレジット会社に分割払いの申込みをしました。先日、娘が1回目の施術を受けてきたのですが、帰宅して開口一番、「もう行きたくない。」と言いました。毎月の分割払いは2万5000円で、娘の給料で充分支払える額ですが、支払い続けなければならないのでしょうか？

A 適切な手続きをとれば、支払を法的に止めることができます。また、支払額も減免されます。

<解説>

相談した時期や取引形態などによって、契約関係を解消する法律上の根拠が異なります。また、法律上の根拠によって、支払額にも違いが生じます。以下、紙幅の許す限り、法律上の根拠ごとにご紹介します。

(1) クレジットのクーリング・オフ（割賦販売法）

脱毛契約の料金について、クレジット会社に対して書面で分割払いの申込みをしている場合であって、クレジット契約について法律で定められた事項を全て記載した書面を受け取ってから8日以内であれば、既に1回目の施術を受けていたとしても、クレジット契約をクーリング・オフすることができます。また、Aが特別の意思を示さない限り、脱毛契約も解除され、Aは一切の支払義務を免れます。

(2) 脱毛契約のクーリング・オフ（特定商取引に関する法律）

クレジット契約のクーリング・オフが困難な場合でも、脱毛契約について法律で定

<裏面へ続く>

相談センターニュース、そのころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのところです。

お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。

アドレスはこちら



<表面から>

められた事項をすべて記載した書面を受け取ってから8日以内であれば、脱毛契約をクーリング・オフできます。この場合、Aが一切の支払義務を免れることは、クレジット契約をクーリング・オフした場合と同様です。

(3) 未成年者取消し

Aが結んだ脱毛契約について親権者が同意していない場合、Aは脱毛契約やクレジット契約を取り消すことができます。この場合の支払いについては、過去の裁判例に基づけば、脱毛業者やクレジット会社が杜撰であったり悪質であったりした場合を除き、既に受けた施術1回分の利用料は支払わなければならないでしょう。

(4) 中途解約（特定商取引に関する法律）

クーリング・オフや未成年者取消しが困難な場合であっても、脱毛契約を将来に向かって解除する、いわゆる中途解約をすることができます。この場合の支払いは、既に受けた施術1回分の利用料のほか、法によって定められた解約料（今回のケースでは最大で2万円と考えられます。）、これらに対応するクレジットの割賦手数料の合計額になるでしょう。

以上のとおり、脱毛契約については、契約関係を解消し、クレジット会社に対する支払いを停止、支払いについて減免を受けることができます。また、契約者が未成年者であることから、この経験を将来に活かせるよう、配慮すべきでしょう。

本の紹介

相談センターニュースの本が発売されました！
「はい、静岡県司法書士会です！～ 相続の困りごと、お答えします」



相続手続きのプロである私たち司法書士が **88** の疑問にお答えします。

（発行元 静岡新聞社／本体価格（税抜）1,200円）

お求めは、お近くの書店またはこちら↓で！！

はい、静岡県司法書士会です！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は「成年後見制度に関する専門の相談員」が担当しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！